

神戸市オンライン型学習支援事業における業務委託の 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

神戸市オンライン型学習支援事業

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本事業は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援、生活保護を受けている世帯や児童扶養手当、就学援助を受給している世帯、そのほか経済的な事情等で学習機会を得られていない中学生のうち、学びへつなぐ地域型学習支援事業補助金を活用している学習支援会場（以下「学習支援会場」という。）に通うことが難しい中学生を対象に、受講生及びスタッフが自宅にいながらオンラインによる個別学習支援を提供することで、個々の状況に応じた学力向上・高校進学を目的とし、将来の貧困の連鎖防止を図る。

(2) 業務内容

別紙「神戸市オンライン型学習支援事業委託仕様書」のとおり。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 31,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本公募は 2026 年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

(4) 契約期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、別紙仕様書 4 (5) の業務にかかる経費については、単価に実績（実施コマ数※）を乗じた金額を支払い（単価契約部分）、その他の業務にかかる経費については、総額を支払うこととする（総価契約部分）。

※オンライン個別学習の実施コマ数（生徒が当日受講をキャンセルした場合はスタッフが予定していたコマ数分を含む）

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人、株式会社等、法人格を有すること。なお、法人格を有しない「協議会」など共同体により実施する場合は、①共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること、②構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。

5 スケジュール

(1) 実施要領等の配布開始	令和 8 年 1 月 23 日（金曜）
(2) 参加申請関係書類提出・質問受付期限	令和 8 年 2 月 12 日（木曜）17 時まで
(3) 質問に対する回答	令和 8 年 2 月 24 日（火曜）
(4) 企画提案書の提出期限	令和 8 年 3 月 10 日（火曜）17 時まで
(5) 選定委員会（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 3 月中旬（予定）
(6) 選定結果通知	令和 8 年 3 月下旬（予定）
(7) 契約締結・事業開始	令和 8 年 4 月上旬（予定）
(8) 事業終了	令和 9 年 3 月 31 日（水曜）

6 応募書類の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 1 月 23 日（金曜）から令和 8 年 2 月 12 日（木曜）17 時まで

(2) 提出書類

- ①参加申込書（様式 1）
- ②登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
- ③法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書【写し可】
- ④神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式 2）

※上記②・③は提出日時点での発行日より 3 か月以内のもの

(3) 提出場所

本要領「11」のとおり

(4) 参加の辞退

参加申し込み後に、選定委員会への参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式 3）により、神戸市こども家庭局こども未来課に届け出ること。

7 質問の受付

(1) 提出期間

令和 8 年 1 月 23 日（金曜）から令和 8 年 2 月 12 日（木曜）17 時まで

(2) 提出方法

質問票（様式 4）に記載し、本要領「11」に記載する担当部署宛に電子メールにより提出すること

(3) 回答方法

質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項について令和8年2月24日(火曜)までに、事業者名を伏せて市HP(下記URL)に公開する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

(URL: <https://www.city.kobe.lg.jp/a57667/kosodate/shien/oen/rimosuta.html>)

(4) その他

神戸市の回答は、本要領又は仕様書等を補足する効力を持つ。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年1月23日(金曜)から令和8年3月10日(火曜)17時まで

(2) 提出資料

◎企画提案書 ※任意様式

次に掲げる事項をすべて記載すること。

i 提案趣旨

- ①学習支援事業の提案趣旨について
- ②学力向上・高校進学を目的とした学習支援事業という趣旨の理解について

ii 見積書

下記に留意すること

- ・総価契約部分と単価契約部分を分けて記載すること。
- ・単価契約部分には、①定員に対応する年間コマ数(定員300人以上、利用者1人あたりの年間コマ数48回を想定し、年間コマ数は14,400コマ以上とすること)、②年間コマ数を実施した場合に別紙仕様書4(5)の業務に要する経費の総額、③1コマあたりの単価(②/①)を明記すること。(単価については、少数点以下は切り捨て)

iii 業務執行体制

- ①事業所の所在地について
- ②管理者の経験や出務体制について
- ③スタッフの確保体制について
- ④スタッフへのバックアップ体制について
- ⑤スタッフに対する研修体制について
- ⑥事故時の対応、個人情報管理、コンプライアンスの順守について

iv 業務内容

- ①利用者募集方法および業務スケジュール
- ②学習支援における工夫について
- ③学習会以外での工夫について
- ④支援を要する受講者への対応について
- ⑤受講率の向上、欠席者への対応について
- ⑥満足度アンケートの実施および回収率向上の工夫について

v 保護者等からの問い合わせ対応について(トラブル対応等)

- ①進捗状況の管理について
- ②市との連携、報告について

vi 業務実績

- ①生活困窮者を対象にした学習支援や課題のある子どもに特化した学習支援、子どもの健全育成に関する事業実績について
- ②オンライン型の学習支援業務の実績について

◎法人等の財務状況に関する書類(損益計算書、貸借対照表、会計監査人または監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、直近の3年)

(3) 提出方法・提出場所

本要領「13」に記載する担当部署宛に電子メールにより提出すること

9 委託事業者の選定方法

(1) 選定方法

神戸市職員で構成する委託契約候補者選定に係る提案選考選定委員会において、企画提案書等および、事業者がそれに基づき実施するプレゼンテーションを審査し、委託契約候補者を選定する。

ア 日時 令和8年3月中旬（予定）

イ 場所 神戸市役所またはオンラインによる

ウ 内容 企画提案書等（様式自由）によるプレゼンテーション及び質疑応答

（プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度、計30分程度を予定）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※日時、場所、オンラインによる場合の実施方法など詳細については、後日、市から連絡する。

(2) 評価基準

① 以下、(3)に定める内容点の合計点が最も高いものを委託契約候補者とする。

② ①による最高得点者が複数ある場合は、内容点のうち「業務内容」の項目の点数が最も高い者を委託契約候補者とする。さらに「業務内容」の最高得点者も複数ある場合は、別途指示する日時・場所において、当該応募者にくじを引かせて委託契約候補者を決定する。

③ 審査の結果、評価点の合計が5割に達しない事業者は選定しない。

(3) 評価項目と配点（審査委員1人あたり）

項目	評価の視点（例）	配点
提案趣旨	学力の向上及び自己肯定感の向上を目的とする学習支援事業という趣旨の理解	10点
地元加点	・本社、支店の所在地等	10点
業務執行体制	・管理者の出務体制 ・学習支援スタッフの確保、バックアップ、研修体制 ・事故時の対応（保険加入等）、個人情報管理、コンプライアンスの順守等	27点
業務内容	・学習支援における工夫、家庭学習における工夫 ・支援を要する受講者への対応 ・受講率の向上、欠席者への対応 ・満足度アンケートの実施および回収率向上の工夫 ・保護者等からの問い合わせ対応（トラブル対応等） ・進捗状況の管理、市との連携 ・独自提案項目等	30点
業務実績	・生活困窮者を対象にした学習支援等の業務受託の実績 ・オンライン型学習支援の業務受託の実績	10点
運営費	・運営費の妥当性 ・経営基盤等	8点
社会貢献	・くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんのいずれかの認定状況	5点
合計		100点

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ

- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

10 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ①企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ②企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ③すべての企画提案書は返却しない。
- ④提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

11 提出先、問い合わせ先

神戸市こども家庭局こども未来課

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館7階

TEL : 078-322-5213

電子メール : kobe_kodomomirai@city.kobe.lg.jp